

女性活躍推進事業とは

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく地域における女性活躍推進の取組。具体的には以下のとおり。

- ・女性が自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする際に、その個性と能力十分に発揮できるようにすること。
- ・男性も女性も互いに協力し、家庭生活の役割を果たし、職業生活と家庭生活の継続的な両立が可能となること。

取組への留意点

- ・男女共同参画事業は、あらゆる分野で、男性も女性も活躍できるように支援するものであるのに対し、女性活躍推進事業は働きたい女性や働く女性が活躍できるように支援するもの。
- ・女性の視点を取り入れることで、女性が働きやすい職場作りにつなげる。

これまでの取組

「えるぼし認定」を取得した事業者に対して、女性が活躍できる職場作りなどの取組についてインタビューを実施

○ 令和4年度〔取材者：巴山建設株式会社〕

- ・令和2年に事務職2人の女性の新入社員で環境改善
- ・女子トイレに暖房便座、子どもの関係や体調不良等への配慮し半日休暇の導入
- ・性別で特別扱いをせず、女性が活躍できる職場の創出

○ 令和5年度〔取材者：アフラック収納サービス株式会社〕

- ・時間単位年休、短時間勤務、在宅勤務など、ライフスタイルに合わせた制度を整備
- ・有休取得率の目標を80%とし、実績は90.2%
- ・家庭の事情による急な退勤や休みが“当たり前”という環境を目指している

※ 令和3年度までは女性活躍推進事業「わがまち調布の輝き女性(びと)」として実施

令和6年度の事業案

○市民あるいは大学生向けセミナー・講演会等

テーマ案：アンコンシャス・バイアス、女性のキャリアデザイン等

○えるぼし認定またはくるみん認定事業者に対して女性が活躍できる職場作りなどの取組についてインタビュー

「えるぼし」と「くるみん」の違い

	えるぼし	くるみん
マーク		
概要	女性の活躍推進のための行動計画を立て、届け出を行い、その取り組み状況が優良であると厚生労働大臣に認定された企業	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たし、子育てサポート企業であると厚生労働大臣に認定された企業
認定基準	「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目から判断。基準を満たした数に応じて3段階に分かれる。	女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上などの10項目の基準を満たすこと。

市内「えるぼし認定」事業者一覧

事業者名	認定年	取材実施年
アフラック収納サービス株式会社	平成 28 年 9 月	令和 5 年度
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	平成 29 年 9 月	
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和 3 年 6 月	
シダックスフードサービス株式会社	令和 3 年 11 月	
株式会社コクーンラボ	令和 4 年 3 月	
巴山建設株式会社	令和 4 年 4 月	令和 4 年度
公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	令和 5 年 6 月	

市内「くるみん認定」事業者一覧

事業者名	認定年	取材実施年
株式会社みずほトラストシステムズ	平成 19 年	
オリジン東秀株式会社	平成 24 年	
一般財団法人調布市市民サービス公社	平成 25 年	
国立大学法人電気通信大学	平成 27 年 令和 3 年	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	令和元年	
株式会社キューソーエルプラン	令和 5 年	